

有明広域行政事務組合消防本部における女性職員の活躍の推進に関する特定
事業主行動計画

平成 29 年 4 月 1 日

有明広域行政事務組合消防長

有明広域行政事務組合消防本部（以下「当消防本部」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 25 条に基づき、消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの約 4 年間とする。

※概ね 2 年間から 5 年間で設定（33 年度から 37 年度までが第二次計画）

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当消防本部では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について、別に定める委員会を設置し、協議を行うこととしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、当消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次の通り目標を設定する。

なお、この目標は、当消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

（1）女性の採用試験の受験者数を平成 26 年の実績（2%）より 3 人引き上げ、受験者総数に占める女性割合を 8%以上にする。

（2）平成 32 年までに女性消防吏員数を、現在から 5 人引き上げ、消防吏員総数に占める女性割合を現在の 1.456%から 3%以上にする。

※10 年後は 5%にする。人数にして 10.3 人にするのが目標。

（3）平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の育児参加のための休暇の取得割合を平成 26 年度 5%から 10%以上にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標その他の目標達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

なお、この取組は、有明広域行政事務組合消防本部においてそれぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 平成 28 年度より女性が活躍できる職場であることをホームページなどで広報する。
- (2) 平成 28 年度より、組織として、イクメン・イクボス宣言など男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。